

2022年度ガス主任技術者研修会

『最近のガス事業保安行政について』

令和4年11月21日（月）

関東東北産業保安監督部 保安課

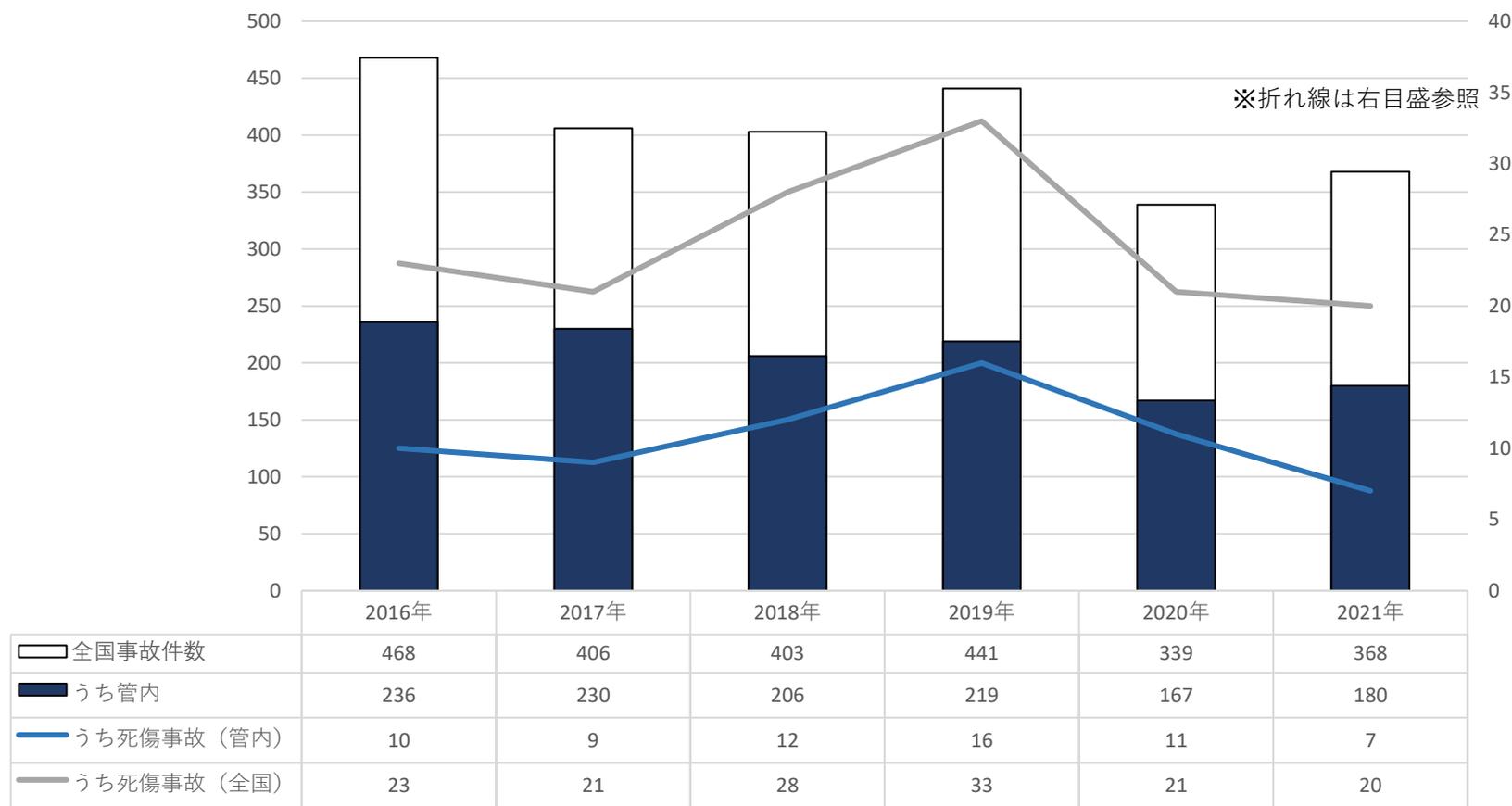
目次

1. 2021年の都市ガス事故について
2. 2021年の管内における都市ガス事故について
3. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故について
4. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故一覧
5. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故事例
6. 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
7. 報告対象のガス事故について
8. ガス事故の報告方法について
9. ガス事故連絡体制について
10. 関東管内におけるガス事業法に基づく事故報告に関する「よくある質問と回答」
11. 台風・豪雨時の臨時対応について
12. ガス事業法における特定ガス発生設備の定期自主検査について（注意喚起）
13. ガス事業法におけるガス主任技術者の兼務について（注意喚起）
14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

1. 2021年の都市ガス事故について

- 2021年の全国における事故報告件数は368件、関東管内については180件。
- 死傷者を伴う事故については、全国が20件、関東管内が7件となった。

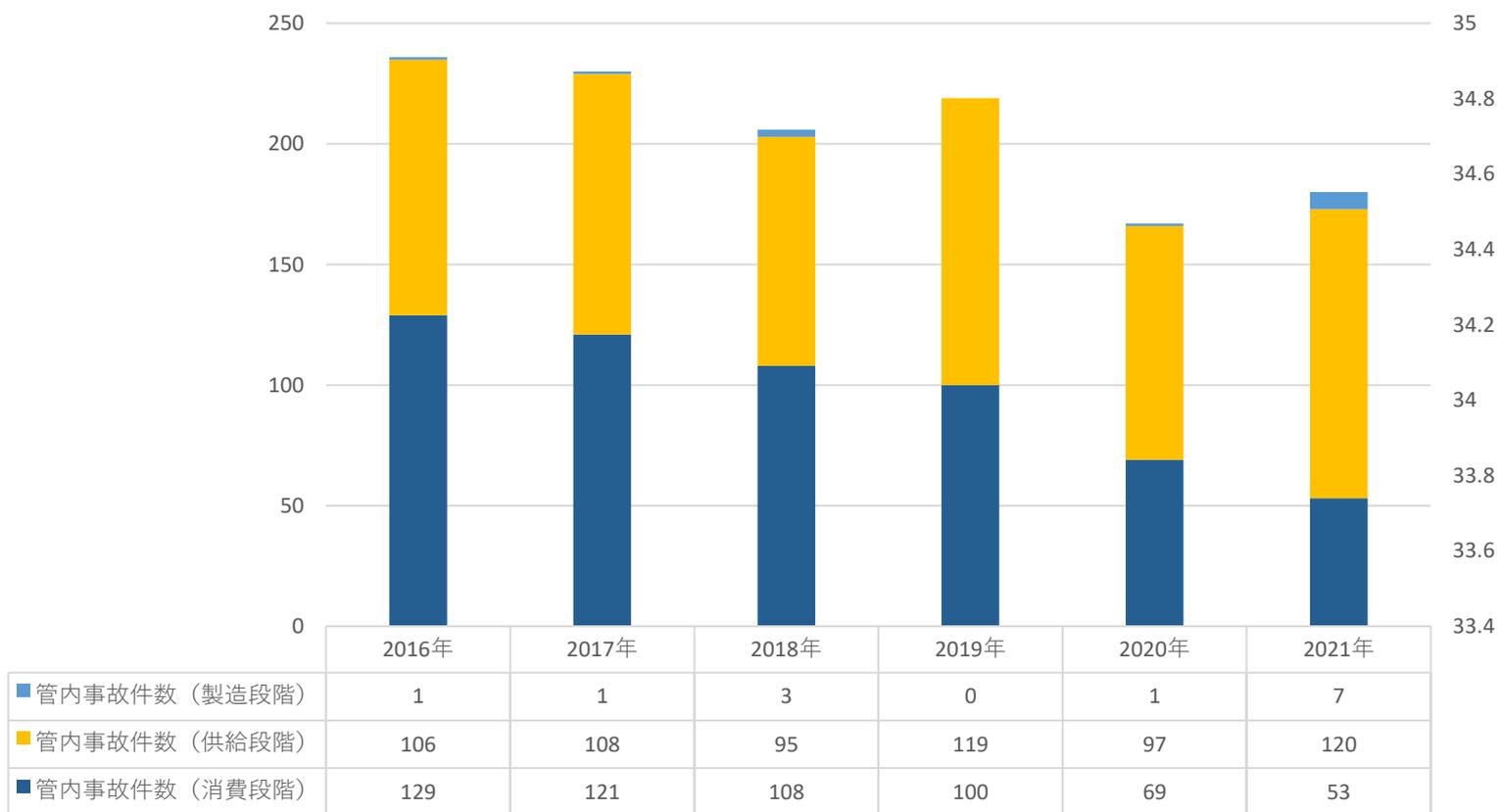
グラフ1 ガス事故報告件数の推移（全国との比較）



2. 2021年の管内における都市ガス事故について

- 2021年の管内のガス事故報告のうち、消費段階における事故は53件となり、前年より16件減少。
- 供給段階における事故は120件となり、前年より23件増加。
- 製造段階における事故は7件となり、前年より6件増加。

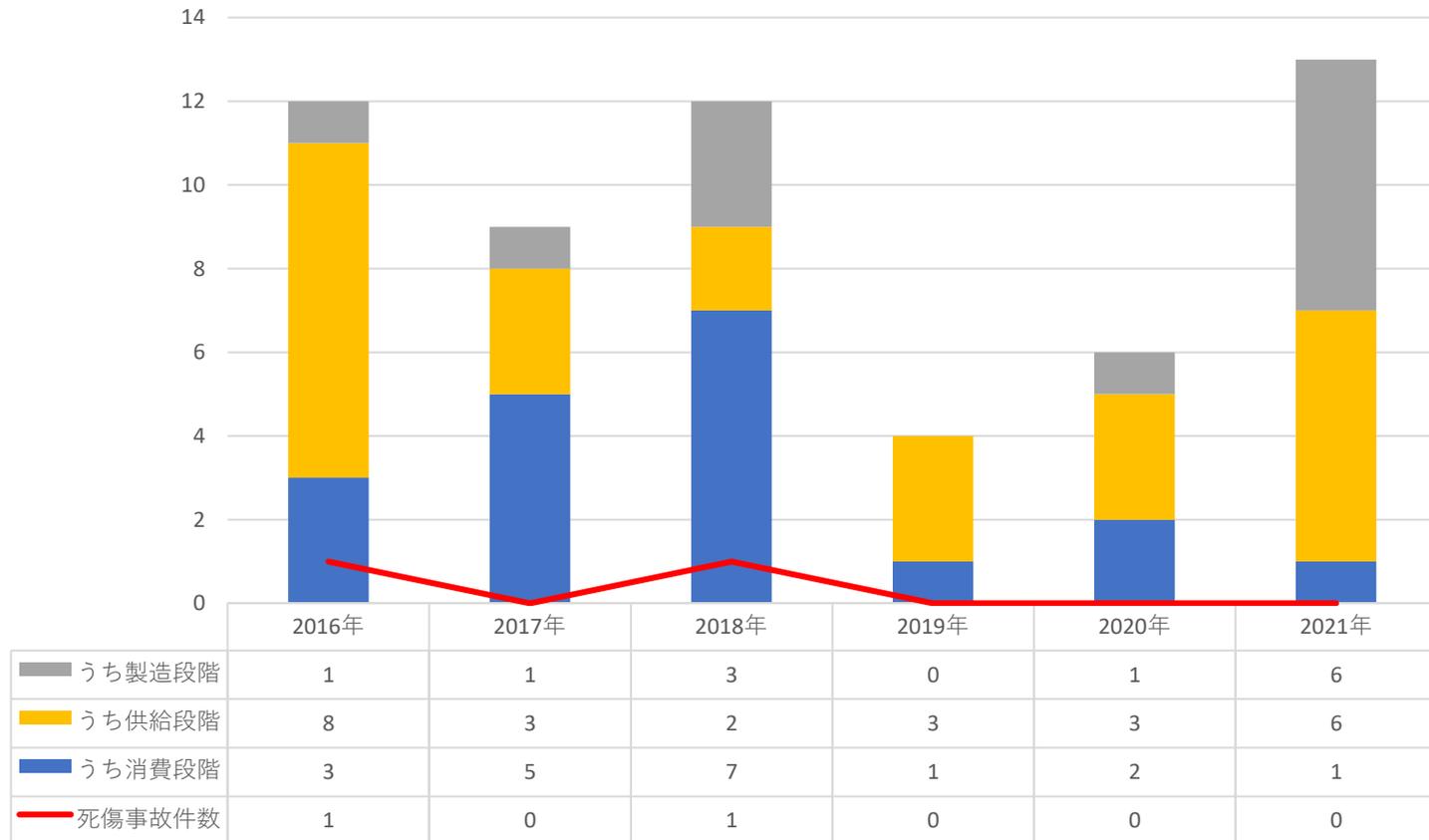
グラフ2 関東管内のガス事故報告件数の推移



3. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故について

- 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故報告件数について、製造段階は6件、供給段階は6件、消費段階は1件となった。

グラフ3 管内の小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の段階別事故件数の推移



4. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故一覧

製造段階

内容	被害	主な原因
ガス切れによる供給支障	供給支障 6 3 9 戸	不使用供給管上のバルブ開閉点検を行った際、 <u>バルブの閉止を失念したためガスが漏えいし供給支障が発生</u>
緊急遮断弁閉止に伴う供給支障	供給支障 1 8 0 戸	<u>落雷の影響により漏電ブレーカーが作動し電源が停止した。</u> これにより緊急遮断弁に接続されているエアーコンプレッサーが停止し、エアー配管の圧力が保てず緊急遮断弁が閉止となり供給支障が発生
ガス切れによる供給支障	供給支障 1 9 5 戸	<u>配送管理体制の不備及び残量確認ミスなどによりガス切れとなり供給支障が発生</u>
感震遮断装置の作動による供給支障	供給支障 8 8 戸	<u>何らかの原因により感震遮断装置が作動し供給支障が発生</u>
ガス切れによる供給支障	供給支障 2 3 0 戸	<u>特定製造所の鍵の管理不備により容器交換ができず、ガス切れとなり供給支障が発生</u>
気化装置誤操作による供給支障	供給支障 1 0 1 戸	ローリーでのガス受入の際、気化装置操作盤内の <u>バルブを誤開放したため、L P ガスが配管等に流入し供給支障が発生</u>

4. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティガス事業のみ）の事故一覧

供給段階

内容	被害	主な原因
他工事業者による灯外内管損傷に伴う供給支障	供給支障 6 9 戸	不動産会社からガス管位置照会があり説明を行ったものの、下請会社にまで周知がされず建物解体の際にガス管を損傷
他工事業者による本管損傷に伴う交通困難	交通困難	電気工事業者から埋設配管の位置照会があり説明を行ったものの、工事日についての連絡及び立会い依頼がなく、道路を掘削した際にガス管を損傷
車両衝突による供給支障	供給支障 5 0 戸	特定製造所付近の道路にて交通事故が発生し、1台の車が特定製造所の障壁に衝突しガス管を損傷
他工事業者による灯外内管損傷に伴う交通困難	交通困難	埋設配管の位置照会を行わず、外構工事業者が重機にて敷地内の掘削をした際にガス管を損傷
他工事業者による本管損傷に伴う供給支障	供給支障 2 0 4 戸	事前連絡を受け協議を実施してきたものの、下水道管と交差部につき本管の埋設深度が僅かに浅くなっていたため、重機にて損傷
他工事影響による本管からの漏えいに伴う供給支障	供給支障 5 7 戸	本管の継手部分がずれてガスが漏えい。付近一帯で行われていた水道管入替工事に伴う道路の掘削、埋め戻しにより配管が沈み、継手部がずれたものと推定。

消費段階

内容	被害	主な原因
瞬間湯沸器使用に伴う着火焼損	瞬間湯沸器本体の一部焼損	消防によると、機器の焼損により漏えい箇所、原因の特定は困難。

【事故事例1】（製造段階）

事故発生年月日：令和3年9月6日

供給支障件数：195戸

供給支障時間：約180分

事故概要：

需要家からガスが出ないとの連絡があり、特定製造所を確認したところ、全ての容器の残ガス量が少なくなっており供給圧力が低下し、供給支障が発生していた。

原因：

配送委託会社において、当該団地の次回容器交換予定日の設定については、電算機を使用する配送管理システムによらず、配送員が作成した手書きの予定表により管理しており、配送委託会社の上長や事務担当者の確認といった管理体制がとられていなかった。

このような中、新しい配送員が容器交換を行った際、残量確認のため予備側容器を揺すったものの減少はないと誤認し、さらに次回の交換予定日を他の配送先の計算方法と混同し、大幅に延長して設定したことによりガス切れに至ったもの。

また、ガス切れに至る10日程度前に、事業者社員が特定製造所の点検を行った際、供給側の圧力が無かったことを確認したが、配送委託会社に連絡を失念していた。

【事故事例2】（製造段階）

事故発生年月日：令和3年12月20日

供給支障件数：101戸

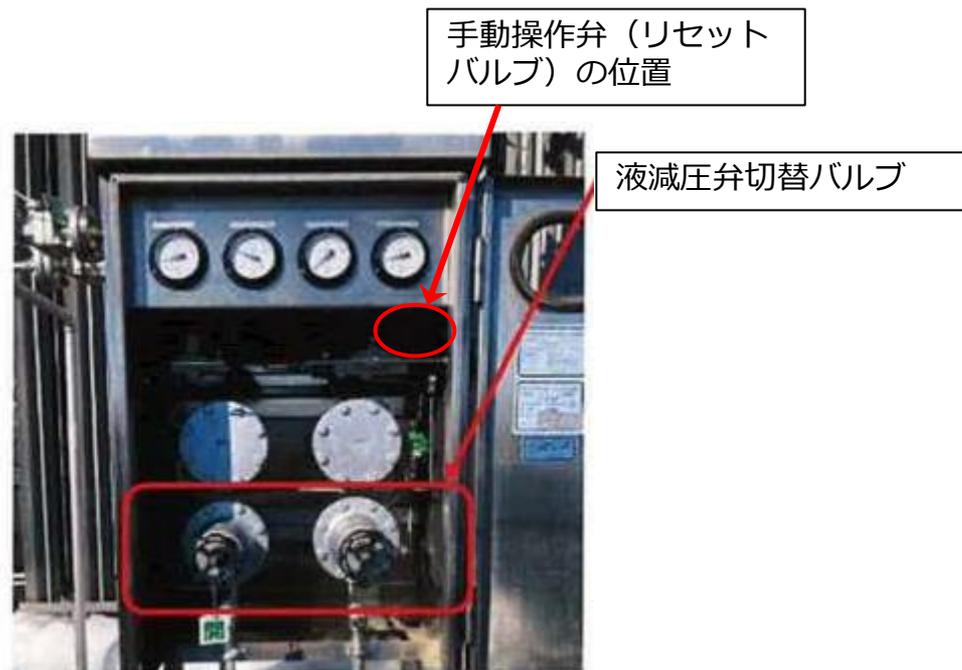
供給支障時間：4時間17分

事故概要：

需要家からガスが使用できないとの連絡があり特定製造所を確認したところ、気化装置、配管、調整装置内部に液体のLPガスが流れ込み、供給圧力が低下し供給支障が発生していた。

原因：

ガス事業者の担当者がタンクローリーでのガス受入納入立ち合い後、気化装置操作盤の液減圧弁の切替えを行った際、誤って常時閉止としていた手動操作弁（リセットバルブ）を開放してしまい、液体のLPガスが気化装置、配管、調整装置内部に流れ込んだことによる。



5. 2021年の管内における小売事業者（コミュニティーガス事業のみ）の事故事例

【事故事例3】（供給段階）

事故発生年月日：令和3年8月6日

供給支障件数：204戸

供給支障時間：3時間

事故原因のガス工作物：本管（ポリエチレン管）

事故概要：

水道管入替工事に伴い工事業者が重機にて道路を掘削したところ、本管を損傷。本管の損傷が激しいことから特定製造所のガス遮断弁を閉止したことにより供給支障となった。

原因：

水道管入替工事の実施に当たり、他工事業者から事前連絡を受けたことから、協議等を行ってきた。損傷箇所は下水道管との交差部のため、本管の埋設深度が僅かに浅くなっていたが、慎重さを欠いて掘削を進めてしまったもの。



【事故事例4】（供給段階）

事故発生年月日：令和3年12月7日

供給支障件数：57戸

供給支障時間：1時間

事故原因のガス工作物：本管（被覆鋼管）

事故概要：

水道工事業者からマンホール付近でガス臭がするとの連絡があり出動したところ、マンホール付近で検知器反応があったことからセクションバルブを閉止したため供給支障となった。

原因：

漏えい箇所を調査したところ、本管の継手部分がずれてガスが漏えいしていた。

原因は付近一帯で行われていた水道管入替工事に伴う道路の掘削、埋め戻しにより配管が沈み、継手部分がずれたものと推定。



【事故事例5】（消費段階）

事故発生年月日：令和3年5月2日

消費機器：開放式瞬間湯沸器

事故概要：

消防を通じて瞬間湯沸器から出火したとの通報があり出動したところ、開放式瞬間湯沸器本体の一部が焼損していた。

原因：

消防とメーカーによる検証の結果、ガス栓及び接続具については異常なかったものの、瞬間湯沸器は圧力保持ができなかった。しかしながら機器の焼損により漏えい箇所、原因の特定は困難との見解であった。



6. 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

- 令和3年11月30日付けにて、食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止についての要請を関係機関に通知
- 食品工場及び業務用厨房施設等においてCO中毒事故が発生した場合、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、注意を促すもの

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において都市ガス及び液化石油ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

2020年は3件（死者0名、症者10名）発生しています。2016年8月には、宮崎県の高校において、業務用ガスオープンを使用した食品製造実習中に生徒13名及び教諭2名がCO中毒となる事故が発生しました。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。
なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。
4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。

6. 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いのユリさん

☐ ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

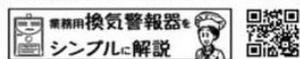
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

☐ ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油污れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検も受けましょう。

☐ 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かず中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



このチラシは行政機関・団体から



共同で作成しました。

一酸化炭素（CO）中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、風邪と決めつけず、換気（給気と排気）の確保を確認してください。

一酸化炭素（CO）中毒の症状

空気中における一酸化炭素（CO）濃度	一酸化炭素（CO）の吸入時間と中毒症状
0.02%（200ppm）	2～3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04%（400ppm）	1～2時間で前頭痛・吐き気、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08%（800ppm）	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16%（1,600ppm）	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32%（3,200ppm）	5～10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64%（6,400ppm）	1～2分間で頭痛・めまい、15～30分間で死亡
1.28%（12,800ppm）	1～3分間で死亡



ガス会社のキダさん

「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！



○血中に生じたCOヘモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素（CO）の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。

○温度、湿度、一酸化炭素（CO）以外のガスなどの影響を受けにくく、センサーの性能が長い間安定しています。

○リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要。設置場所に困りません。

※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素（CO）が体内に取り込まれると、それと結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～

いつ一酸化炭素（CO）中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！
すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ① すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ② 換気をする。（ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。）
- ③ ガス会社に連絡する。

6. 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

全国のCO中毒事故

月日	場所	被害	概要
2022年 7月15日	保育園の厨房	4名	厨房内にて業務用オーブンを使用中、換気をすることで外気が入り室内の温度が高くなるため、換気ダクトのスイッチを入れたり切ったりして十分な換気を怠った。業務用オーブンについては、メーカー及び警察にて燃焼状態やCO濃度等に異常が無いことを確認。
8月23日	本社工場内食堂の洗浄室	11名	社員食堂厨房内の洗浄室付近にいた調理スタッフ14人が体調不良を訴え病院へ搬送され、うち11名が一酸化炭素中毒と診断。原因は何らかの理由により、吸排気設備が停止した状態で、業務用食器洗浄機を使用したことによるもの。

7. 報告対象のガス事故について

事故		関連条項	速報	詳報	年報
製造・供給段階の事故	ガスの製造に支障を及ぼした事故であって、製造支障時間が10時間以上のもの ※	4、8	○	○	○
	ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作（工事中を含む）により人が死傷若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故 ※	1、2、5、6	○	○	○
	最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故	9	○	○	○
	最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故	10	—	○	○
	ガス工作物からのガス漏えいによる爆発又は火災事故	11	○	○	○
	ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故	13	—	① ○	○
	供給支障戸数が30戸以上 ※	3、7	○	○	○
	供給支障戸数が30戸未満のもの	—	—	—	○
消費段階の事故	ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により、人が死亡若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故及び、漏えいしたガスに引火し発生した負傷又は物損事故	14、15	○	○	—
	消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡若しくは中毒し又は酸素欠乏症となった事故	16	○	○	—
	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷した事故であって、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。）	17	—	○	—
	消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故	18	○	○	—

※ 製造支障時間が24時間以上の場合、人が死亡した事故の場合、供給支障戸数が500戸以上の場合、それぞれ経済産業本省ガス安全室にも報告が必要

- ① ガス事故速報の提出義務はありませんが、ガス事故速報の様式を用い速報に準じて情報提供をお願いします。
- ② 物損被害がその消費機器内部に限られる場合（給湯器や風呂釜のケーシング変形事故等）が対象となります。

8. ガス事故報告の方法について

• ガス事故速報

次に掲げる事項について、**事故が発生した時から24時間以内可能な限り速やかに報告。**

- 事故発生の日時及び場所
- 事故の概要
- 事故の原因
- 応急措置
- 復旧対策
- 復旧予定日時
- 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者名称、機種、型式並びに製造年月

様式は、当部ホームページからダウンロードいただけます。

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/gas/2City%20gas/gas_accident.html



※速報はメールにてお願いします

• ガス事故詳報

次に掲げる様式にて、**事故が発生の日から30日以内**に報告。

- 製造段階・供給段階の事故（様式第14）
- 消費段階の事故（様式第15）

様式は、当部ホームページからダウンロードいただけます。

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/gas/2City%20gas/gas_accident.html

保安
ネット



※詳報は保安ネットまたは郵送にてお願いします

9. ガス事故連絡体制について

- これまで、夜間・休日の事故連絡先としていた次のメールアドレスおよび電話番号を廃止
 メールアドレス: ~~kanto.meti-si3655@docomo.ne.jp~~ 電話番号: ~~090-1054-3655~~
- 事故の深刻度に応じ報告先を2つに分け、原則として電子メールで報告**



(参考) ガス事故速報様式

ガス事故速報 第1報 (月 日 () 時 分現在)

事故内容

1. 発生の日時 [※]	年 月 日 () 時 分頃
2. 事業者の覚知日時 [※]	年 月 日 () 時 分頃
3. ガス事業者名・報告者 [※]	通報・発見者 () (口小売、口一導、口特導、口製造、口準用) 報告者 () (電話番号:)
4. 発生場所・施設 [※]	
5. 事故発生箇所 [※]	<input type="checkbox"/> ①ガス栓 <input type="checkbox"/> ②消費機器 (口接続具、口消費機器本体、口接続箇所 (口ガス栓と接続具、口接続具と消費機器)、口排気筒) <input type="checkbox"/> ③本支管 <input type="checkbox"/> ④供給管 <input type="checkbox"/> ⑤灯外内管 <input type="checkbox"/> ⑥灯内内管 <input type="checkbox"/> ⑦メーター <input type="checkbox"/> ⑧製造所 (特定製造所を含む) <input type="checkbox"/> ⑨整圧所 <input type="checkbox"/> ⑩供給所 <input type="checkbox"/> ⑪その他 () <input type="checkbox"/> ⑫不明 (時 分現在)
ガス栓又は消費機器 [※]	機種 (名称)
	製造者又は輸入者
	型 式 [給排気方式: <input type="checkbox"/> 開放燃焼式、 <input type="checkbox"/> CF、 <input type="checkbox"/> FE、 <input type="checkbox"/> BF、 <input type="checkbox"/> FF、 <input type="checkbox"/> RF]
	製 造 年 月
導管	メーカーへの連絡 <input type="checkbox"/> ①連絡済み <input type="checkbox"/> ②連絡予定 (月 日を予定)
	管 種
	漏 え い 箇 所 <input type="checkbox"/> ①管体 <input type="checkbox"/> ②継手部 <input type="checkbox"/> ③その他 ()
	口 径
埋 設 年 月	
6. 事故発生場所への供給ガス [※]	圧力 (口高圧 <input type="checkbox"/> 口中圧 <input type="checkbox"/> 口低圧) ガスグループ (選択又は直接入力してください)
7. 事故概要 [※] (現場の状況が分かる写真、図面等を可能な限り添付のこと)	<input type="checkbox"/> ①排ガス中毒 <input type="checkbox"/> ②生ガス中毒 <input type="checkbox"/> ③酸欠 <input type="checkbox"/> ④着火・爆発 (口着火のみ、口爆発、口火災) <input type="checkbox"/> ⑤供給支障 <input type="checkbox"/> ⑥交通困難・避難 <input type="checkbox"/> ⑦その他 () 「着火・爆発 (着火のみ、爆発、火災)」の場合 消防による火災認定・確定 (口有 <input type="checkbox"/> 口無 <input type="checkbox"/> 調査中) [事故概要]

【事故速報の送信先】

(1) 以下に該当する事故等 ① 事故報告 ● 死亡 (1名以上)、負傷 (2名以上) ● 供給支障 (500戸以上のもの) ● 製造支障 (24時間以上のもの) ② 情報提供 (爆発を伴う火災やCO中毒事故等) ● 報道機関の現地取材又は報道があったもの	kanto-toshigashoan@meti.go.jp kanto-hoanbousai@i.softbank.jp kanto.meti-si6747@docomo.ne.jp kanto-hoankacho@i.softbank.jp
(2) 上記(1)以外の事故及び台風・豪雨時の臨時対応	kanto-toshigashoan@meti.go.jp

※メールアドレスをコピー&ペーストしてご利用ください

**事故速報の提出は、原則メールで
メール送信前後の電話連絡は不要です**

10. 関東管内におけるガス事業法に基づく事故報告に関する「よくある質問と回答」

関東管内におけるガス事業法に基づく事故報告に関する「よくある質問と回答」

2022年4月1日
関東東北産業保安監督部 保安課

Q 避難や交通困難等を招来した事故について、報告は詳報のみでいいでしょうか。

A 報道が行われるなど社会的影響が大きい場合も考えられるため、ガス事故速報の様式を活用して「事故情報」として速やかにメールにて報告してください。

Q 消防から交通困難招来なしの見解が得られたので、ガス事業法上の事故には該当しないと考えていいでしょうか。

A 消防の見解に関わらず、交通規制の程度に応じての判断となります。

更問 事故報告が必要な交通規制の程度を教えてください。

A 車道を使用する者、歩道を使用する者について、それぞれ交通規制が行われている道路の往来が全くできない場合において、事故として扱っています。

※ 例えば、歩道のみ交通規制であれば、歩行者は消防等の指示の下、車道を通行できるものと想定されます。また、片側一車線の道路であって片側のみ交通規制された場合、乗用車等は消防等の指示により、規制されていない方の車線を交互通行できるものと想定され、このようなケースは事故対象外と整理します。

Q 事故速報をメールで提出した際、確認の電話連絡は必要ですか。

A 電話連絡は不要です。

Q 事故速報作成前に、とりあえず電話にて一報を入れたいのですが。

A 被害が拡大中で社会的影響の大きい場合等を除き、原則としてお電話いただく必要はありません。事故速報の様式に分かる範囲で記載していただき、メールにて報告してください。

Q 事故速報は何報まで報告が必要ですか。

A 第1報後、復旧済み又は復旧見込みがつくまで追加報告してください。

Q 事故連絡体制の(1)に掲げる事故に、「負傷(2名以上)」とありますが、軽傷2名だった場合でも該当するでしょうか。

A 重傷、軽傷といったケガの程度にかかわらず、負傷2名以上の事故であれば事故連絡体制の(1)の送信先にメールにて報告してください。

Q 第1報時点では重傷者1名だったため、事故連絡体制の(2)の送信先にメールしたが、その後、死亡となってしまった。

A 事故発生から5日以内に死亡が確認された場合は、事故連絡体制の(1)の送信先に第2報として報告してください。

Q ガスが原因が不明ですが、爆発や火災があった場合、報告が必要でしょうか。

A 爆発や爆発を伴う火災、CO中毒等が発生し、報道機関の取材や報道があったものについては、事故連絡体制の(1)の送信先にメールで情報提供をお願いします。それ以外のものについては事故連絡体制の(2)の送信先にメールにてお知らせ下さい。

Q 供給支障戸数の考え方について教えてください。

A ガスの供給が停止し、全くガスの使用ができないと考えられる需要家の合計となり、必ずしもマイコンメーターが作動した戸数とは限りません。

Q 風呂釜のケーシングが変形した事故の場合、ガス事故速報は必要ですか。

A 消費機器内部に滞留したガスに着火し筐体のみが変形するなど、物損被害がその消費機器内部に限られる場合は、報告は詳報のみとなります。

Q 速報対象となる事故か判断に迷っています。

A 判断に迷う場合は、ご相談ください。

1 1. 台風・豪雨時の臨時対応について

1. 発動条件

事業者の供給エリアにおいて、次の①または②の状態になった場合に臨時対応を開始

- ① 警戒レベル4相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね4時間以上継続発表
- ② 市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令

→臨時対応開始の報告を実施

2. 報告対象

発動条件に該当したエリアで発生した、台風・豪雨の影響と判断される次の事象

- ① 土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う30戸未満の供給支障
- ② 早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出
- ③ 供給支障に至る卸供給の途絶等

→専用様式において報告を実施

3. 終了条件

警戒レベル3以下に低下後24時間経過
かつ

全報告対象の保安措置完了（報告対象無し含む）

→専用様式にて臨時対応終了の報告

1 1. 台風・豪雨時の臨時対応について

4. 報告先（メール送信先）

関東東北産業保安監督部保安課	kanto-toshigashoan@meti.go.jp
日本コミュニティーガス協会 関東支部	kanto@jcga-page.or.jp

5. 報告様式（専用様式）

台風●号における被害状況と復旧見込み（○月○日○時○分 現在）

事業者	NO.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 ^{注1})				被害規模(導管露出 ^{注2})	卸供給途絶等 ^{注3}	対応状況 保安措置または防護措置	完了報告サイン	行政庁への要望事項等
				1～10戸未満	10～20戸未満	20～30戸未満	30戸以上 (事故報告対象)	露出延長 単位:m	卸供給事業者名 想定される障害内容			

注1：土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う30戸未満の供給支障 ※1 ※2

注2：早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出

注3：供給支障に至る卸供給の途絶等 ※3 ※4

※1：差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外

※2：建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外

※3：卸供給先が報告する（卸供給元からは報告不要）

※4：別系統等でバックアップ可能であれば対象外

※「行政庁への要望事項等」欄には、例えば道路の復旧、土砂や倒木の撤去などの要望事項を記入できる。

1 2. ガス事業法における特定ガス発生設備の定期自主検査について（注意喚起）

関東東北産業保安監督部（以下、「当部」という。）は、ガス事業法第34条の規定に基づき行われる定期自主検査において、※特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査が法令で規定する時期に行われなかったことから、令和3年11月及び、令和4年2月にそれぞれ当該ガス小売事業者に対して行政指導を行いました。

このことから当部は、特定ガス発生設備によりガスを供給する管内ガス小売事業者に対し、定期自主検査を適切な時期に実施するよう注意喚起します。

※ 特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査の時期は、特定製造所設備指針により液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律におけるバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示を基準としていることから、バルク貯槽製造の日から起算して経過年数20年以下のものは20年、経過年数20年を超えるものは前回の検査日から5年とするもの。

13. ガス事業法の主任技術者の兼務について（注意喚起）

- ガス主任技術者を複数の特定ガス製造所を兼務させる場合、応急措置者が必要。

<告示抜粋>

ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲

（昭和46年7月19日 通商産業省告示第二百八十四号）平成29年3月31日改正
ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第三十三条第三項（第九十九条において準用する場合を含む。）及び第九十一条第二項の規定に基づき、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲を次のように定める。

ガス事業法施行規則第二十六条第三項の規定により他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲は、次の各号に定めるものとする。

一、二、四(略)

三、兼務ガス主任技術者が、次に掲げるすべての要件を満たすものを指名し、特定ガス工作物に関して災害の発生の防止のための応急の措置をさせることが、明確になつている特定製造所。

イ 当該特定製造所に係るガス工作物に関して災害の発生の防止のための応急の措置をとるために必要な知識、技能及び経験を有していること。

ロ 当該特定製造所に三十分以内に到達できること。ただし、一容器等当りの貯蔵能力が五トン以上のものを設置する特定製造所にあつては、十分以内に到達できること。

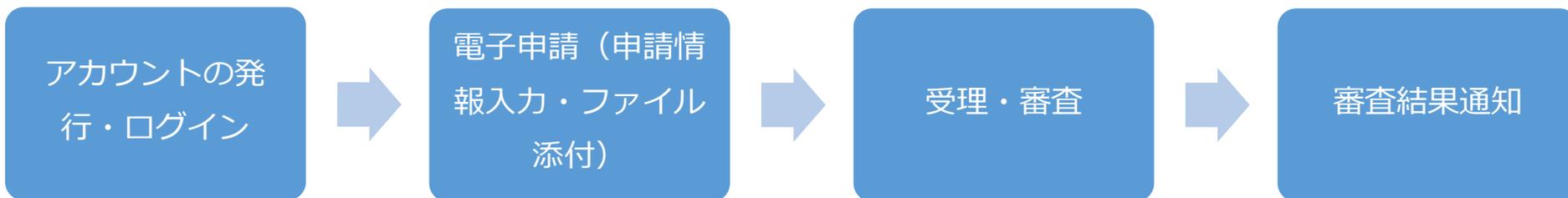
14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

1. 保安ネットの概要

- 保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムのこと。
- また、2020年6月より電子申請の対象外の法令手続きについても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出が可能となった。

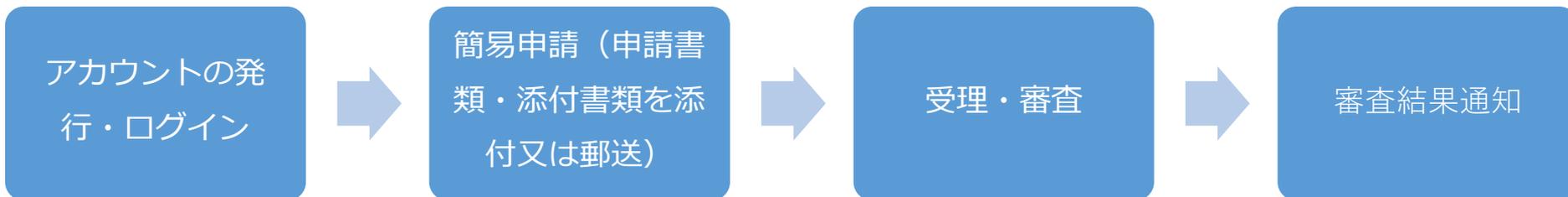
手続きの流れ（電子申請の場合）

- 申請フォームから申請情報をすべて記入し、手続きが可能。



手続きの流れ（簡易申請の場合）

- 紙で提出していた申請書類、添付ファイルを全てPDFファイルにし、簡易申請フォームから添付して手続きが可能。



14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

2. 申請種類

対象手続き（電子申請の場合）

事故年報

- ガス小売事業者の毎年のガス事故（**当該年の翌年二月末日まで**）
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故（ " ）
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故（ " ）
- ガス製造事業者の毎年のガス事故 （ " ）

導管改修実施状況

- ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況（**当該年度の翌年度六月末日まで**）
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況（**当該年度の翌年度六月末日まで**）

消費機器調査年報

- 毎年の消費機器の調査結果（**当該年の翌年二月末日まで**）

対象手続き（簡易申請の場合）

上記以外のガス事業法令**全て**の手続き

例として以下のとおり

- ガス主任技術者選任又は解任届出書
- 工事計画届出書
- 保安規程（及び変更）届出書
- 保安業務規程（及び変更）届出書
- 周知状況の届出 等

14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

3. 保安ネットのパンフレット

保安ネットポータルについて、主に以下の内容が記載されてますので、利用される際に参考にしてください。

- 保安ネットのURL
- アカウントの種類と取得方法
- 申請種類
- Q&A
- 問い合わせ先

2020年8月配布版

経済産業省 保安ネット

ガス事業者の皆様へ

ガス事業法に基づく手続きの
電子届出が
2020年1月より
始まります

電子届出への具体的な準備事項等は、随時HPIにて情報を発信します。
(URL: https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net)

産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを
利用して提出可能となるシステムです。

24時間 365日
いつでも
届出が可能

ガイド機能で
らくらく入力

再提出も簡単に

届出履歴が
簡単に確認

電子届出の対象手続

- ガス小売事業者の毎年のガス事故
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故
- ガス製造事業者の毎年のガス事故
- ガス小売事業者 / 一般ガス導管事業者 / 特定ガス導管事業者 / ガス製造事業者の導管改修実施状況
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況
- 毎年の消費機器の調査結果

お問合せ先はヘルプデスク(050-2018-8381)まで ※本件以外のお問合せはご遠慮下さい

14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

3. 保安ネットのパンフレット

経済産業省 保安ネット 2020年7月配布版

インターネットで届出結果の確認が可能です



受理結果の確認

提出した届出毎に、保安ネットの画面の一覧上で受理完了結果を閲覧可能です。
(提出した届出の詳細の確認やブラウザからの印刷も可能です)
過去の届出データを利用して新たに届出することもできます。



保安ネットを利用するには事前にG Biz IDのアカウント取得が必須です

G Biz ID (gBizID)とは 1つのアカウントID・パスワードで、経済産業省が提供する様々な行政サービスが利用できるサービスです。アカウントは以下3種類あり、いずれかを用いて保安ネットで提出していただきます。

gBiz プライム	印鑑証明書と、登録印鑑押印済み申請書を郵送し、審査通過すると発行されます。 同一法人内のgBizメンバー・gBizエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。
gBiz メンバー	gBiz プライムの利用者が、組織の従業員用にマイページで作成することで発行されます。 同一法人内のgBizプライム・gBizエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。
gBiz エントリー	審査なしで即日発行可能です。 gBizエントリーで提出した届出の履歴、申請結果等のみが参照可能です。

G Biz IDのログインおよび各種詳細情報(操作マニュアル・よくあるご質問等)は、G Biz IDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を参照ください。

経済産業省 保安ネット

よくあるご質問と回答

Q1. 電子化対象の手続き以外は、どのように提出するのでしょうか。
A1. 保安ネットの「簡易申請」にて他の手続きについても提出が可能となっております。申請書類のPDFファイルを保安ネットからアップロードする簡易な提出方法となっておりますので、是非ご利用ください。

Q2. 電子化対象手続は電子届出のみでの受付となりますか。
A2. 電子届出が困難な場合は、従来通り紙媒体での提出が可能です。ただし、インターネットからの履歴確認等は実施できません。

Q3. 電子届出の具体的なやり方は何を確認すればよいでしょうか。
A3. 保安ネットポータルに操作マニュアルを掲載しておりますのでご参照ください。

Q4. 電子届出する場合はどのような事前準備が必要ですか。
A4. ①インターネットに接続可能なパソコン
②G Biz ID (ID/パスワード)
③届出情報

Q5. 都道府県に届出をする場合も同様の手続となるでしょうか。
A5. 今回の電子届出は、経済産業省および産業保安監督部に対する届出が対象となっております。都道府県に対する届出を行う場合は、従来通り、都道府県の指示に従って手続きを行っていただくようお願いいたします。

その他のお問い合わせ

- 保安ネットに関する詳細は保安ネットポータル (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/) よりご確認ください。
- その他ご質問については、ヘルプデスク（連絡先：050-2018-8381）までお問い合わせください。

※ 本件以外のお問合せはご遠慮ください

14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

4. 入力画面例

ガス小売事業者の毎年のガス事故 **提出済**

登録情報 詳細情報 入力画面

詳細情報を入力してください。

報告情報

報告対象年 *

選択してください

※行をダブルクリックすることで事故詳細情報が表示されます。

I. 特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るもの

事故の原因	ガス工作物の損壊 (特定ガス工作物)	ガス工作物の損壊 (導管その他)	製造支障 (10時間未満)	製造支障 (10時間以上)	供給支障 (30戸未満・保安閉栓)	供給支障 (30戸未満・その他)	供給支障 (30戸以上・保安閉栓)	供給支障 (30戸以上・その他)	ガス漏えい
自然現象(暴風雨)						-		-	
自然現象(地震)									
自然現象(水害、山くずれ)						-		-	
自然現象(その他)						-		-	
火災						-		-	
停電						-		-	
ガス工作物の不備(製作、施工不完全)						-		-	
ガス工作物の不備(自然劣化、保守不備)						-		-	
ガス工作物の誤操作						-		-	
他工事						-		-	
地盤の不等沈下						-		-	
その他						-		-	

- ・現在の紙様式と同様項目になっており、前年度提出書類を見ながら記載可能。

14. ガス事業法令の電子手続きについて（保安ネットポータル）

5. メリット

ガス小売事業者の毎年のガス事故 提出書

提出方法
電子申請/紙申請の別
紙申請

提出者情報

法人/個人の別
 法人 個人

提出日*
2022/06/01

提出先*
(関東) 関東東北産業保安監督部長

法人番号
例: 00000000000000

法人情報検索 クリア

法人/個人名称*
例(法人): 株式会社ほあん

代表者の役職
例: 代表取締役社長

代表者氏名*
例: 山田 太郎

代表者氏名フリガナ
例: ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)
例: 1112222

郵便番号検索 クリア

都道府県*
選択してください

市区町村以降住所*
例: 港区0-1-0xxビル

提出者氏名
例: 山田 太郎

提出者氏名フリガナ
例: ヤマダ タロウ

提出者電話番号(ハイフンなし)
例: 08011112222

・事業者情報などは一度入力すればそのまま利用可能のため、再度入力の手間などなし。

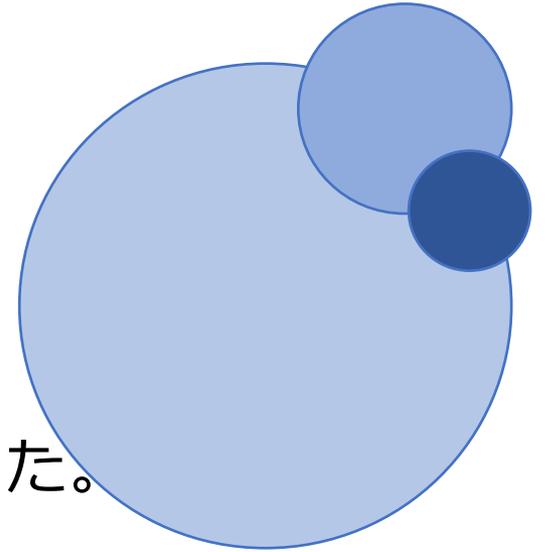


一度申請したデータを複製（コピー）もできるため年報などは昨年度のデータを参照して作成ができる！

・届出内容の項目のほとんどをプルダウン式で選択し、もし書類不備や内容修正などについて連絡があった場合、再度郵送などの手間がなくその場で訂正ができる。



工事計画届出書など受付日が重要な書類などがすぐに修正、受付（受理）が可能！速達などの追加コストもなくなる！



ご清聴いただき、ありがとうございました。